

農産物価格政策の政策価格Ⅱ

白 川 清

- 一 現行の農業価格政策
- 二 価格政策の方法と市場支配力（以上前々号）
- 三 政策価格画定方式
 - (一) 政策価格の画定諸方式
 - (二) パリタイ方式
 - (三) 生産費補償方式
 - 例 異部門所得補償方式
 - (四) 吊び——パリタイ王国いすこへ——
- 四 政策価格の水準と変動
 - (一) 基本価格と諸追加・加算
 - (二) 政策価格の水準
 - (三) 政策価格の累年変動（以上本号）
- 五 政策価格と市場価格
- 六 農産物価格政策の財政

三 政策価格画定方式

(一) 政策価格の画定諸方式

前稿第一節(三)と第五表でのべたように、現行の農産物および生産資財の価格政策の発端は、生産関係を規定する生産力をとらえてこれに価格をもつて関与しようとするものではなかった。むしろ当初の意図は、直接全面統制が解除されたのちに農産物の市場価格が低落したため、まずこの低下を阻止しようとし、かつ異状な騰貴を抑制して

農業の生産と所得を維持しようとするものであった。そして旧来からの米麦とたばこ、および新たに開始された価格政策のその後の推移を見ても、その目的は基本的には同じではなかったかと思われる。とくに昭和三〇年以降の経済の高度成長は非農業所得水準を上昇させたが、ごく最近時にみられる一連の政策価格引上げ傾向は、価格支持によって農業所得の相対的低下を阻止する、という主要目標の現われであろう。いいかえれば、農業の相対的停滞性と不安定性に対応する一方法が、今日の農産物および生産財に対する価格政策の如くである。しかも平時でありながらかかる政策をますます強化しなければならないということは、現代資本主義のもとではや価値法則の十全なる貫徹、すなわち自由な市場価格の変動をとおして供給と需要を均衡させる、という資本主義の自動調節機構の中に放任しておくことが出来なくなった、という意味でもあろう。

今日の価格政策は大まかにいつて右のごとき目的と意義を有するものであろうが、それはさらにくわしく検討しなければならない。そして本節では価格政策目的を政策価格の画定方式のうちに検出しようとするものであるが、それは決して統一された方式によっているのではない。現行のわが国における雑多な政策価格画定方式を区別することは困難であるが、基本的な画定様式としては、(イ)パリティ方式、(ロ)生産費補償方式、(ハ)異部門所得補償方式の三つに区分してよいと私は考える。このうちまずパリティ方式とは、元来、その商品の購買力を基準時と同じ水準に保とうとするものであり、基準時価格に農業パリティ指数（これには総合、経営、家計の三指数がある）を乗じて算出されるのか一般的である。けれども、ここではパリティ指数だけでなく諸他の指数を使用するもの、および主要素たるパリティ価格を副次的な諸要素で更に修正する場合でも、ともあれ「基準時価格」を基礎とするものはすべてこれに含まれた。次の生産費補償方式とは商品の生産に現実に投入した、または再生産にとって必要な諸費用――

物財費、労働費、利潤や利子——を補償するとき画定方法である。もっとも政策価格であるから、費用のとり方や算出方法は種々に異なっているし、さらに主要素たる生産費による価格を副次的な諸要素で修正したものもあるが、ともあれ、それを生産するために必要な生産費を補償しようとする考え方が算出の基礎となっているものである。最後の異部門所得補償方式は、基本的には生産費補償なのであるが、生産費のうち客観化されていない自家労働所得を、農村内部で自由に形成される労賃や生計費ではなく、非農業部門の労働所得によって評価するものである。したがってこれは、小生産農民の生産物またはそれを根拠として成立する価格（小作料）だけに適用される方式である。

さて、右のごとき指標によってわが国現行の政策価格画定の方法が、どのように変化してきたかを集約したのが第9表である。右にのべたごとくこの区分は大まかなものであるが、とくに豚肉と原料乳の安定基準価格はパリテイでなく生産費補償方式だともいわれ、硫安以外の協約価格も後述のごとく生産費補償とはいいい難い。また統制小作料について付言すれば、これは毎年改訂されるものではなく、昭和二十二年二月には政治的に決定し（水田反当り七五円）、二五年九月に七倍値上げしてのち、三〇年には異部門所得補償方式をとることとなった（一、二四円となる）。ともあれ本表をまず第一に累年変化という観点でみると、ほぼ昭和二八年からはじめられた価格政策では、政策価格画定方式が基本的には同じであるが、それ以前からのものには他の方式に移ったものがある。すなわち同じパリテイ方式であった米価と葉たばこのうち、米価は三五年より異部門所得補償方式に、葉たばこは三六年から生産費補償方式に移った。この点からいうと、政策価格の画定方式はかなり固定的で一貫していたといえる。けれどもそれは、価格政策の目的と方法が首尾一貫していたからだ、とは必ずしもいえないのである。なぜなら表示した価

第9表 政策価格画定基本方式の変遷

方式	系統番号農産物名	適用年次と基本方式
(イ) 方式	1 水 稲	昭21～26年産は9～11年基準（価格バリエティ）
	2 陸 稲	27～29, 31年産は25年4月～27年3月基準（所得バリエティ） 30年産は28, 29年産政策価格基準（価格バリエティ） 32～33年産は29～31年産政策価格基準（価格バリエティ） 34年産は32, 33年産政策価格基準所得バリエティと異部門所得補償方式を勘案。
	3. 葉 た ば こ	24～26年産は9～11年基準価格バリエティ 27～35年産は25, 26年産基準価格バリエティ
	4 大 麦	22～26年産は9～11年基準と対米価比
	5 裸 麦	28, 30～34年産は25～26年産基準と対小麦価比
	6 小 麦	27, 29, 35～37年産は25～26年産基準価格バリエティ
	7. 大 豆	前3ヶ年（安定法）または31年10月～34年9月（交付金）基準とする価格バリエティ（38年産より）
	8 な た ね	37年5月より各中央卸売市場価格の前5ヵ年加重平均の物価修正を平均市場価格とす。
	9 玉 ね ぎ	28年産以降の原料基準価格は、前3ヵ年の生産者平均価格基準バリエティ
	10. 甘 し ょ	28年産以降の最低生産者価格は、前年基準バリエティの他、生産費、競合作物均衡、生産性、27年基準等を加味
	11. 馬 れ い し ょ	37年3月より安定基準、安定上位価格 過去6ヵ年の卸または庭先価格基準とし種々に修正する 特に生産費指数による調整。
	12. て ん 菜	37年3月より安定基準価格。過去7ヵ年の庭先価格基準とし、種々に修正、特に生産費指数による調整。
	14. 豚 肉	37年3月より安定上位と下位価格 過去4～7ヵ年の大口需要者受取価格平均を基準。
	15. 原 料 乳	37年3月より安定基準価格。過去7ヵ年の庭先価格基準とし、種々に修正、特に生産費指数による調整。
	16 乳 製 品	37年3月より安定上位と下位価格 過去4～7ヵ年の大口需要者受取価格平均を基準。
(ロ) 生産費補償方式	3 葉 た ば こ	36年産より前3ヵ年生産費平均を基準とし当年に換算。
	10 甘しよ切干	28年産以降、原料基準価格に加工に要する費用等を加えた額。
	11. 甘しよでん粉	
	12. てん菜糖	28年産以降の政府買入価格、てん菜の最低生産者価格に買入、製造、売渡しに要する標準的費用を加えた額。
	13 蕎 麦	31年産以降、最低価格。安定法方式生産費の85%を下らない範囲、ただし34年1月からは60%を下らない範囲。
	13. 生 糸	26年生産年度以降、蕎麦生産費に生糸の製造販売費を加えた額の85～120%、ただし34年1月より最低価格を60%を下らない範囲とす。
	16 肥料（硫酸）	29年10月以降、国内需要バルク内加重平均生産費
(ハ) 異得式部門補償所方	17 硫 安 以 外	硫酸と過磷酸石灰の生産費方式価格の成分比と需給実勢
	18 小 作 料	30年10月決定、生産費のうち自家労賃は製造工業全規模平均賃金で評価。
	1 米 価	35年産より、生産費のうち自家労賃は製造工業全規模平均賃金で評価。

農産物価格政策の政策価格
Ⅱ

五六

注 米は前掲『食糧管理統計年報』、葉たばこは小山光泰稿『たばこ専売史』原稿

格決定の主要素についてみて、パリティ方式の基準年次や指数の内容はかなり変化し、生産費補償方式の補償率は最低支持率が一時的に低下した。また表示はしなかったが、主要素による価格を修正する副次的諸要素の数やとり入れ方は、すべてのものでかなり頻繁に変化してきたのである。そして周知のように、後掲第一〇―一二表にあげた主要素たる基準年次や指数または生産費のとり方、副次的要素のとり方が少しでも変化すれば、政策価格水準に大きな影響をあたえるのである。この点はより立ち入って検討すべきであるが、このような変化の意味を大づかみにいうならば、農業の生産力と生産関係を変化させつつ一定の生産力目標に接近するために、その時々に必要な修正を行なうものではないように思われる。むしろその時々需給や市場価格の変化、価格政策に対する財政資金の過不足または生産者や消費者からの政治的圧力等々が、さきにとくとき画定方式の変化に大きな影響力をもっていたと考えられる。

さて、第二に、第六表で価格政策を農産物の直接的支持安定と間接的支持安定、および生産資財の価格制限とに区分したのであるが、政策価格の画定方式は右の区分とかなり密接な関係を有する、という点である。まず、(A)農産物価格の直接的支持安定方式には1―9までを含んでいたが、これは前述のように米と葉たばこが途中から他の価格画定方式に移っただけで、すべて、(i)パリティ方式に属している。パリティ方式にはこの他に(B)農産物の間接的支持安定方式に属するものが六つあるが、このうち甘しょ、馬れいしょ、てん菜、原料乳は、政策が直接発動するのではない原料農産物自体の政策価格である。したがって例外は豚肉と乳製品だけであるから、原料農産物を含む農産物そのものの政策価格は支配的にパリティ方式によって画定されている、といつてよい。また、(ii)生産費補償方式には、(B)間接的支持安定方式に属する加工製品と、(C)生産資財の肥料とを含んでいる。例外は原料農産物た

る蕨と葉たばこが、パリティではなく生産費方式として加わり、豚肉と指定乳製品および生産資財に属していた小作料が除かれている。たから加工農産物の政策価格は、パリティ方式による原料農産物価格に加工製造に要する生産費をプラスするという仕方では画定されているのである。したがって、(イ)異部門所得補償方式は、小作料と米価だけである。

以上のごとく若干の例外もあるが、直接的安定の食糧農産物と間接的支持安定の原料農産物は、パリティ方式で政策価格が画定されるが、農産物を原料とする加工製品や生産財は生産費補償方式をとっているのである。いいかえるならば、非資本主義的な小農民の生産物は、(イ)パリティ方式または(イ)異部門所得補償方式によって政策価格を画定しているが、資本主義的工業の加工生産物は(ロ)生産費補償方式によっている、と概括しうる。しかればこのように、小農民の生産物と資本主義的な加工製品とによって、政策価格の画定方式が異なるのは何故であろうか。双方での算定方式はどう相違しているか、という点の検討に移ろう。しかし毎年についてはどうい論じえないから、最近時（昭和三七または三八年）の政策価格画定方式に制限する。

(二) パリティ方式

第一〇表のごとくこれに属する一二品目はいずれも主要素たる基準価格を一定方式で修正するものであったが、細かくみれば決して一様の方式ではない。すなわち第一〇表のうち、第一に主要素だけで決定されるものは若干の問題もあるが、麦類、玉ねぎおよび指定乳製品の五品目で、右の主要算式からほぼ自動的に政策価格が決定されているとみてよい。すなわち麦類は昭和二五、六年を基準とし、基準時の政府買入平均価格に決定時の農業パリティ

指数（総合）を乗じて算出される。また乳製品では過去七カ年の大口需要者受取価格平均を日銀卸売物価指数で修正し、これに価格変動係数を乗じて上、下位価格に開くのである。玉ねぎは過去五カ年の各中央卸売市場の加重平均価格をそのまま採用し、その三分の二を保証基準価格、二分の一を保証価格とする。このようにかなり相違しているが、これを単一パリティ方式としよう。

第二に、したがって他の七品目は、副次的要素をもって主要素たるパリティ価格を修正するか、またはパリティ価格を基本とし他の算式による価格を参酌して、政策価格を決定するものである。まず前者に属するものは、澱粉原料用の甘しょと馬れいしょ、および豚肉と原料乳であるが、いずれもほぼ算式から自動的に政策価格が決定されている。しかし主要素たるパリティ価格を修正する仕方は一様でなく、甘しょと馬れいしょの原料基準価格は、前三カ年の生産者価格にパリティ指数を乗じ、これを需要予想の延び率と供給量と価格との間の弾力性係数によって修正する。また原料乳と豚肉の基準価格でも、当年の需給事情および価格の供給弾力性を副次的要素として加味しているが、基準時価格を修正するのが価格パリティでなく生産費指数によっている。この生産費指数とは、生産費調査の単位生産量当り第一次生産費（ $C_1 + C_2 + \dots + C_n$ ）を農村物価指数で修正して基準時生産費を出し、これに対する当年予想の第一次生産費の指数である。しかも基準時にせよ当年予想にせよ、生産費は生産条件の発展による生産性の変化を織込んだものであるから、基準価格を基準時生産費の物価修正たる生産費パリティで修正するというものではない。このように必ずしもパリティ方式とはいいい難いが、副次的に需給事情による修正を行なっているということで、これを複合パリティ方式としよう。

次に後者に属する大豆、なたね、てん菜は特定算式から自動的にでなく、基準時価格をパリティ指数で修正した

第10表 現行パリティ方式

系統番号, 適用年次	政策価格算式	適用数値	備考
4 大麦 (32.5kg) 昭37年産 5 小麦 (60kg) 昭37年産 6 小麦 (60kg) 昭37年産 7. 大豆 (60kg) 昭37年産	基準時 (25, 26年) 政府買入平均価格 × 昭25~26年基準農業パリティ指数 (1) 基準時 (31 10~34 9) の生産者価格平均 (物質) × $\frac{\text{par}_t(37 9)}{\text{par}_t(37 9)}$ (2) (1) × (基準時反収 - 当年予想反収) (3) 当年推定生産費 (4) 以上を参酌して決定 (基準価格) 上に同じ, ただし (1) の par _t は37年5月とし, かつ (3) 前年度政府価格を基準とする (1) と (2) をも参酌している。	1,293円 × 142.6% = 1,844円 1,755円 × 142.6% = 2,503円 1,685円 × 142.6% = 2,404円 (1) 3,228円 × $\frac{139.78}{123.01}$ = 3,655円 (2) 3,655円 × (118kg ÷ 127kg) = 3,396円 (3) 2,105円 (4) 3,200円 (1) 3,185円 × $\frac{140.70}{122.66}$ = 3,653円 (2) 3,653円 × (118kg ÷ 139kg) = 3,101円 (3) 3,180円 × $\frac{137.84(36年6~5)}{140.70}$ × (139kg ÷ 139kg) = 3,246円 (4) 4,334円 (5) 3,180円	単一パリティ 勘案方式 勘案方式
8 なたね (60kg) 昭37年産	(4) 当年推定生産費 (5) 以上を参酌して決定 (基準価格) (1) 仮証基準価格 = 各中央卸市場の過去5ヵ年加重平均市場価格 × $\frac{2}{3}$ (2) 仮証価格 = 平均市場価格 × $\frac{1}{2}$ 前3ヵ年の生産者価格 (物質) × (par _t , 37年9月 ÷ par ₀ , 34年9~37年9) $\times \left\{ 1 - \left(\frac{D_t - D_0}{D_0} \right) \times r \right\}$ = 原料基準価格 同上	260.5円 × (139.28 ÷ 131.2) × $1 - \left(\frac{3.917千円}{3.917千円} \right)$ × 0.967 = 274.7円, 決定 275.0円 193.3円 × (139.28 ÷ 131.2) × $\left\{ 1 - \left(\frac{1,239千円 - 1,229千円}{1,229千円} \right) \right\} \times 0.722$ = 204.1円 決定 205円	複合パリティ
9 玉ねぎ (昭37年6月)			単一パリティ
10. 甘しよ (37.5kg) 昭37年産 22.5%もの 昭37年産			複合パリティ
11. 馬れいしよ (37.5kg) 昭37年産 22.5%もの 昭37年産			複合パリティ

12 産 豚 (600kg) 昭37年	$(1) \frac{\text{前年の最低生産者価格} \times \frac{\text{par}_{(37年2)}}{\text{par}_{(36年4\sim10)}}}{\text{昭30}\sim\text{昭34年平均反収}}$ $(2) (1) \times \text{当年予想反収}$ $(3) \text{以上を参酌して最低生産者価格}$	$(1) 3,150円 \times \frac{139.03}{135.13} = 3,241円$ $(2) 3,241円 \times \frac{2.45}{2.7} = 3,229円$ $(3) 3,240円$	勘 案 方 式
14 豚肉 (1kg 当り, 皮はき 込の瘦肉) 昭38.3決定	$(1) \text{基準時肉豚価格 (物費, 31\sim35年全国平均)}$ $(2) \text{物価指数修正による第1次生産費の決定時金額} \div \text{基準時 (32.11\sim38.1) 金額}$ $(3) 1 + \{(D_1 - S_1) - D_1\} \times r$ $(4) (1 \pm \text{肉豚価格変動率} \times 85/55)$ $(5) \text{豚肉の中間経費比率}$ $(6) 1 - \text{ごみ皮代比率}$ $(7) \text{決定は} \{(1) \times (2) \times (3) \times (4) \times (6)\} \times (4)$	$(1) 24.3円$ $(2) 3,095円 \div 2,810円 = 1.1$ $(3) 1 + \{(2,882 - 2,835) \div 2,882\} \times 0.996 = 0.996$ $(4) 1 - 0.08 = 0.92$ $(5) 3.22円$ $(6) \{24.3円 \times 1.1 \times 1.0 \times 0.92\} + 3.22円 = 27.81円, \text{決定 } 28.27円$ $(7) \text{過去7年平均} 532円 \times 1.012 = 538.38円$ $(1) \pm 0.11 = 1.11 \sim 0.89$ $(2) 538.38円 \times (1.11 \sim 0.89) = 597 \sim 479円$ $(3) \text{決定 } 600 \sim 478円$	複 合 パ リ テ ー
15. 原料乳 (1kg 当り, 3.2% もの) 昭38.2決定	$(1) \sim (3) \text{は同上, ただし (1) の基準時は昭30}\sim\text{昭36年 (2) の基準時は昭31.11}\sim\text{昭38.1}$ $(4) 1 - \text{原料乳価の変動係数}$ $(5) \text{集送乳経費}$ $(6) \text{決定は} \{(1) \times (2) \times (3) \times (4)\} + (5)$ $(1) \text{基準期間中の (乳製品大口需要者受取価格の平均} \times \text{日銀卸売物価総平均の変動指数)}$ $(2) 1 \pm \text{大口需要者価格変動係数}$ $(3) \text{安定上, 下位価格は} (1) \times (2)$	$(1) 24.3円$ $(2) 3,095円 \div 2,810円 = 1.1$ $(3) 1 + \{(2,882 - 2,835) \div 2,882\} \times 0.996 = 0.996$ $(4) 1 - 0.08 = 0.92$ $(5) 3.22円$ $(6) \{24.3円 \times 1.1 \times 1.0 \times 0.92\} + 3.22円 = 27.81円, \text{決定 } 28.27円$ $(7) \text{過去7年平均} 532円 \times 1.012 = 538.38円$ $(1) \pm 0.11 = 1.11 \sim 0.89$ $(2) 538.38円 \times (1.11 \sim 0.89) = 597 \sim 479円$ $(3) \text{決定 } 600 \sim 478円$	複 合 パ リ テ ー

注 1 上記のうち (物費) とは「農村物価資金調査」で、生産費調査は農林省の生産費調査。

2 その他の略号は次のごとくで、以下の表も共通である

G: 固定資本

C: 物的生産費

V: 労働費 v_1 は農業雇傭労働, v_2 は製造工業賃金, v_3 は農家自営労働

Z : 利 子	z_1 は借入利子, z_2 は自己資本利子
P : 利 潤	P^* は利潤率
R : 地 代	r は現実支払小作料
T : 租税公課	t_1 は風雨性あるもの, t_2 は風雨性なきもの
S : 供給量	S_0 は基準期間の供給量, S_1 は供給予想量
D : 需要量	D_0 は基準期間の需要量, D_1 は需要予想量
γ : 価格の供給弾力性係数	
par : パリティ指数	par ₀ は基準時パリティ指数, par ₁ は決定時指数

ものと、パリティ価格を「反当収量増大率で修正したものを、また大豆となたねは当年推定生産費をさらに大豆にあっては表示しなかったが商品化される大豆だけの予想反収増によってパリティ価格を修正したもの、というように二・六の数値を併列し、政策主体がそれらを勘案して政策価格を決定する。これを勘案方式という。

以上のごとく同じパリティ方式といっても単一、複合および勘案の三方式があり、かつ前二者はほぼ算式から自動的に政策価格が決定されるのに、勘案方式では数種の数値を参考にして政策主体が決定するのであった。もっとも明確ではないが、算式から自動的に決定されるというのも外観にすぎず、この場合にも政策主体の意図が暗に前提されており、算式は、先行する政治価格を意義づけけるというのが実体ではなからうかと思われる。ではどうして同じくパリティ方式で主として農産物でありながら、かくも政策価格画定方式が異なっているかという点であるが、それは政策年輪、政策価格の需給双方に対する影響度、貿易自由化等々と関連することであって、必ずしも理論的なものではなからう。

(三) 生産費補償方式

この方式に層する一〇品目のうち農産物は葉たばこ・蕎麦で、他はすべて工業の加工生産物であり、かつ価格政策のタイプからいうと農産物の間接的支持安定および生産資材の価格制限に属するものであった。これらの政策価格画定方式は第一表に集約したが、これらに関する公表資料が少なく、かつ極めて不統一であるので深く立ち入ることはできない。なおすでに指摘したように、窒素系肥料のうち尿素はそれ自身の生産費でなく、生産者団体と全購連が協議により、尿素の需給実勢と予想で硫安の窒素一グラム当り価格に対する尿素の窒素一グラム当り価格比（対硫安窒素パリテイ）を決め、この成分一グラム当り価格を尿素一袋の成分量に乗じて協約価格を決める。塩安と硫安は右によって決められた尿素価格を基準にし、右と同じ要領で建値協約するが、石灰窒素だけは昭和三五年からコスト主義の協約建値になった。また磷酸系肥料の価格は、行政指導により生産費方式で決定された過磷酸石灰の価格を基準にし、尿素と同じく成分と需給実勢を加味して協約する。つまり硫安と石灰窒素および過磷酸石灰はそれ自身の生産費補償方式であるが、これと競合関係にある重要肥料は硫安と過磷酸石灰の生産費を代用しているといつてよい。

さて生産費補償方式のうち、まず葉たばこ・蕎麦の農産物を除く加工生産物の政策価格算定方式であるが、その基礎となる生産費は、でん粉類は食糧庁の「でん粉工場経営概況調査」、昭和三四年度までのでん菜糖は北海道でん菜糖工場の生産費（法律にもとづき各工場より報告、生糸は「蕎麦価格安定法施行規則」および「蕎麦調査規則」による選定工場（休業工場一一を含む二〇八工場のうちから四〇工場、昭和三六年一月現在）における生糸製造販売費調査、

第11表 現行生産費補償方式

系統番号, 適用年次	収 入 額 算 式	適 用 数 値
3 黄たばこ (第一黄色種, 1kg当り) 昭37.12決定, 昭38年度に適用	(1) 基準時(34~36年)取納価格平均 (2) 基準時生産費調査の107~ル当り〔第一次生産費+Z(0.0826α_1+0.055α_2)+α_1+α_2〕÷取納代金} (3) 経費 par (37年$\sim$9 par$\cdot$ par$\cdot$)$\times$基準時生産費中の経費部門割合 (4) (決定時v_1÷基準時v_1)$\times$基準時生産費中家族労働費割合 (5) 取納価格=(1)$\times$(2)$\times${(3)+(4)}	(1) 332.91円 (2) [54,111+4,800+2,426+2,184-副産物437]円÷76,445円=0.965 (3) (145.96÷134.65)$\times$(37,422÷73,084円)=0.555 (4) (533.67÷352.14円)$\times$(35,672÷73,084円)=0.7397 (5) 以上を$\times$り412.05円。決定は 420円
10 甘しJでん粉(37.5kg包) 並込, 並級) 昭37年度	{原料基準価額+原料の包装運搬費}+{加工経費(工場C+ v_2 + z_1 +一般管理費+検査料-副収入+包装費)+運賃}=買入基準価格	{1,255.74円(原料歩留23.5%) }+{357.88円+0}=1,613.62円 $\approx$ 1,615円
10 甘しJ生切干(45kg包装) 並込) 昭37年度	同上	{753.42円(原料歩留36.5%) }+{199.83円+110.0円}=1,063.25 $\approx$ 1,065
11 馬れいしJ米粉(45kg包装) 並込) 昭37年度	同上	{1,650円(歩留16%) }+{363.89円+0}=2,013.89円 $\approx$ 2,015円
11 馬れいしJ精粉(同上) 昭37年	同上(米粉を原料とする)	{2,080.72円(歩留9.8%) }+26.68円=2,057.4円 $\approx$ 2,070円
12 てん菜糖(原料1,000斤当り) 昭34年所	{原料最低生産者価格+買入運搬諸費}+{製造費(C+V)+管理費-副収入その他+(利子, 減価償却)}	{3,150円+959.16円}+{1,028.14(769.02+259.12)円+545.79円-111.52円+(この部分は各社別計算)}
13 蕪(上熟1kg当り) 昭38年3月決定	安定法生産費 (C+ v_1 + v_2 評価 v_3 + z + α + α_1 -副収入) $\times$ 0.85=最低蕪価	(178.74+9.85+327.11+22.97+6.01+19.54-22.14=542.08円) $\times$ 0.85=440円
13. 生糸(2中2A60kg当り) 昭38年3月決定	(1) 蕪代=蕪 $\times$ 生糸歩歩 $\times$ (1+0.021) $\times$ 蕪生産費	(1) {354.2kg} $\times$ 542.08円=192,005円
	(2) 蕪取扱手数料	(2) 4,123円
	(3) 生糸販売製造費=C+ v_2 +経費+管理費+販	(3) (13,565+18,528+14,930+4,152+3,197+10,377-11,890円)=52,859円
	(4) 最高最低価格は{(1)+(2)+(3)) $\times$ 1.2 $\sim$ 0.85	(4) {248,987円} $\times$ 1.2 $\sim$ 0.85=30 $\sim$ 21万1千円

16. 硫安(窒素21%, 40kg頃)
 産) 37年9月決定, 7~
 翌年6月
- (1) 国内D+調整用0.1D, 過去3年実績に基づく
 (2) (1)-副産硫安-生産費の低い工場の生産最
 (3) バルク内工場指定生産加重平均 $(C+w_2 +$
 備卸等経費-控除項目+人目包装運送+本社
 費+利子利潤-マリアト)
- (1) 1,359千吨+49千吨=1,408千吨
 (2) 1,408千吨-275千吨=1,133千吨
 (3) 349,94+123.00+121.87-52.00-136.57
 +38.32+90.95-62.49=746.16円

16. その他(35%肥料年度, 協 新産) 産 尿素(46%, 20kg) 石灰窒素, 過磷酸石灰 その他	硫安窒素 kg 当面積×バリタ(指数×尿素中の窒 素量 生産者指導による生産費を中心に協約 塩安, 硝安は対尿素バリタイ 溶性磷 硫酸, 正 炭, 過磷酸, 蛇紋石は対過磷酸バリタイ.	(749, 37円-8.4kg)×0.873×9.2kg=716.88円 石灰窒素21%25kg 620円。過石16.5%49kg, 487円
--	--	--

注 蘭は『蛋糸年鑑』, 肥料は『肥料時報』昭和37年9~12月号によって作成

硫安は一九の肥料工場(昭和三十七年肥料年度、回収硫安を除く)からの報告にもとづいて算出された推定生産費をもとにし、主として加重平均によって単位当り生産費を算出している。このうち特に硫安は報告された全工場の推定生産費を基礎とするのではなく、当年の国内需要見込量と調整保留の合計から、化学工業の副産硫安および製鉄廃液から製造される硫安を除き、その量を充すに必要な生産費の低い工場の推定生産費の加重平均、つまり国内需要バルク内加重平均生産費方式による。

こうして画定される政策上の生産費は、理論的には第一に主・副原料費と建物や労働手段の維持修繕特に減価償却費等の直接的な物的費用、第二に直接的労働費、第三に正常的運搬保管費用、第四に一般的管理・販売費用、第五に資本の利子利潤とに区分しうる。しかし政策上の費目のとり方や内容は統一されていないため、筆者の判断で生糸と硫安を主として特徴的な点を指摘することにとどめる。

第一の直接的物的費用のうち原料農産物が原料代に入る仕方は、でん粉とてん菜糖では農産物の政策価格に運搬包装費を加えたものである。生糸は最低蘭価算出の基礎になった蘭生産費に農協に支払われる蘭取扱手数料と、原

料圃副費つまり購圃費（圃生産農家から工場までの運搬、検定諸費用）と乾圃費および奨励費（製糸会社の原料地盤確保諸費）の合計、この他保管費、燃料や電力費等の総計とみなしてよい。なお減価償却は各工場のとっている定率、定額法そのままで統一されたものではない。第二の直接的労務費は基準内・外賃金、賞与手当雑給の外、法定福利厚生費、退職金等を含む。第三は入目、包装、倉敷保険、運送費等で、第四は管理販売または本社費ともいわれ、租税、交通通信、募集、交際、雑費等に区分されている。第五の資本利子と利潤であるが、でん粉工場は支払利子のみ、生糸は自己資本について四%、借入のうち固定資本分一〇%と流動資本分九%の利子である。しかし硫酸では法人企業総資本利益率の昭和三年下と三六年以上期の算術平均九・九六%から、総資本から投資勘定を差引いた期中平均投資額に対する修正利益率一・二一%を、利子利潤として計上している。

詳述はしなかったが以上のように、同じく生産費補償方式によるとはいえ決して統一されたものでなく、かつ内容はかなり複雑である。これに比して葉たばこと繭はより理解しやすいのであるが、これは次の異部門所得補償方式に近似しているから、両者を合せて考察しよう。

(四) 異部門所得補償方式

この方式に属する小作料と米価算定方式は第一二表に示したが、前掲第一一表の葉たばこと繭の算式をも含めて検討する。第一には直接的な物的経費であるが、これは次のように算出方法は異なるとはいえ、基本的には農産物生産費調査の第一次生産費から労働費を差引いた物財費とほぼ同じであり、技術的には基準時の物財費を物財費パリティ指数変化率で修正するものである。

第12表 異 部 門 所 得 補 償 方 式

19. 小作料 (水田反当平均) 昭30 9		
	(1) 反当租取違 - (作額反取 - 標準(備差)) × 米価(販売分は生産者価格、自家消費は消費米価) (2) 反当費用 - 米生産費調査年平均の $\{C+v_1+v_2\}$ 評価 v_1 (含間接労働) × 都市農村物価差 (3) 資本利子 = $(G+C+v_1+v_2) \times \text{年率 } 4\%$ (4) 企業利潤 = $(C+v_1+Z+T) \times 4\%$ (5) 税公課 = F_1 (6) 小作料 = (1) - {(2) ~ (5)}	$\{2.21\text{石} - 0.11\} \times \text{米価}(1.04\text{石} \times 9, 873\text{円} + 1.06\text{石} \times 9, 025\text{円}) = 21, 967\text{円}$ $\{8, 091\text{円} \cdot C + 796\text{円} \cdot v_1 + 10, 250\text{円} \cdot v_2\} = 19, 137\text{円}$ 634円 802円 270円 21, 967円 - {20, 843円} = 1, 124円 2.93石 - 0.46石 = 2.47石 10, 017円 $(C+v_1) + 18, 333\text{円} \cdot v_2$ - 副産物2, 288円 = 26, 062円 1, 261円 1, 227円 378円 $\{28, 928\text{円}\} - 2.47\text{石} = 11, 712\text{円} + 35\text{円}$
1. 米価(150kg, 3等) 昭37年産	(1) 反当収量 = (米生産費非災販売農家全国前3カ年平均反取 - 標準(備差)) (2) 反当費用 - 前3カ年の当月ペーア評価年平均 $\{C+v_1+v_2\}$ 評価の v_1 (含間接労働) × 都市農村物価差 (3) 資本利子 = $0.0826v_1 + 0.055v_2$ (4) 地代 = γ (5) 税公課 = F_1 (6) 米価 = {(2) ~ (5)} + (1) + 運賃	

まず葉たはこの基準となる生産費は、昭和三四～六年の第一次生産費から種子代、葉のし省略による労働費の減少分、乾燥室補助金、概算払金の利子を差引き、これに地代、資本利子、租税公課を加えたものである。そしてこの基準時物財費に、価格決定時の経営部門農業バリエティ指数変化率を乗じたものを、政策価格の物財費としている。また蘭価格では、昭和三〇生糸年度までは前年度非災害蘭生産費を、その後は前二カ年平均生産費を農業バリエティ指数で決定時価格水準に補正している。もっともこの場合にも、一つには生産費調査の総和平均算出でなく収蘭量階層別割合による加重平均法により、二つには固定資産償却を平均法でなく再評価定率法によって組かえ計算した

生産費である。以上の生産費補償方式では、物財費中に混在する間接労働費について、特に考慮されていないようである。⁽¹⁾

次に異部門所得補償方式の米価と小作料算定の物財費であるが、いずれも生産費調査のそれに含まれる間接労働費を除いているし、単位生産物当りの生産費を算出するための反当り収量も、葉たばこの場合と異なって標準偏差分だけダウンさせている。しかし小作料算定での反当収量は作報全国平均反収をとっているのに、米価では全国平均よりも高い生産費調査の反収をとっている、という点が異なっている。

第二に労働費であるが、このうち雇傭労働費は支払賃金と現物支給の合計額の変化率で算出されるが、客観化されていない自家労働費の評価方法は次のように異なる。まず生産費補償方式は、等しく現行生産費調査方法たる家族の直接労働時間を農村臨時雇賃金で評価しているといつてよい。もっとも繭は前年度生産費を加重平均法で算出し、葉たばこは基準時の家族労働費を臨時雇賃金変化率で修正するという差はあるが。しかし異部門所得補償方式ではまず物財費に混在している家族の間接労働時間と直接労働時間を合計し、これを農村内部でなく異物たる工業賃金で評価する方法による。これを昭和三十七年産米価算定でいえば、製造工業全規模平均賃金を、都市と農村の物価差（農林生産物と住居費のみで算出）で修正したものである。

右のごとく同じ農産物の政策価格でも労働費評価方法は相違しているか、これを先の加工製造品のそれと比較するに、一つには農業での家族労働費は何れも類推評価法であり、工業では実支払労賃なり給料を基準としている。この差はいうまでもなく、労働費が客観化されていないものといえるものとの差で、必然的なものである。だが二つにはその内容を見ると、生産費補償方式の農産物での自家労賃は臨時雇賃金・いわば「定期給与」だけであり、異

部門所得補償方式では「定期と臨時給与」の合計を補償するが、工業では先に指摘したごとく、「定期・臨時給与」の他に「厚生福利費、法定福利費、退職金等」をも補償する関係にあるといえよう。工業加工品での福利費や退職金等の費目は労働力を協業・分業体系のもとに物化せしめ、結合労働力によって生産が行なわれるところでは不可欠の費用であるといえ、同じく政策価格という観点からすればアンバランスで、問題というべきであろう。

第三に運搬保管、一般的管理販売費であるが、農産物の政策価格でも次章でのべるところとく運搬、包装、検査費等が多かれ少なかれ加味されているが、工業加工品の政策価格ではこの他に先にのべたごとく一般管理費、製造所管理費、労務者募集費、通信費、役員給、交際費、雑損費等がみられた。これら費用は生産資材の購入や生産物販売および労働力調達や労賃支払等のごとく、流通過程におけるいわゆる「純粹の流通費用」が主なものであり、直接的生産過程に属しないものである。とはいえ生産が社会的形態をとっているところでは、かかる流通費用も客観化されたコストとして、他の直接的費用と同一視せられるものである。他方の農産物でも一般に、生産を計画調整し生産物を管理販売し簿記をする等の管理や流通諸費用が多かれ少なかれあるが、それはわが国の小農的生産が単一企業的でなく複合商品生産形態であり、かつかかる費用は家族労働に依存しているから、客観化されていないのみになく、私的生活過程に埋没混合してなされている。そして生産費補償の政策価格として一貫するためには、農産物における管理流通費をも認めることを要するであろうが、それは現行のごとき結合商品生産であり、かつ生産と生活の一体化した小農経済の一部たる一農産物の生産費調査を基礎とする方式では、とうてい果し難いことであろうと考えられる。

第四に資本の利子利潤および地代と租税公課であるが、第一―一二表に集約したごとく、いずれもこの方式が

基礎とする生産費調査とかなり近似した考え方である。まず利子と利潤についてみるに、農産物生産費調査では利子だけであり、生産に充用された土地を除く固定資本の現在価と物財費および労働費別に、投下期間に応じて年率四％を計上している。政策価格についてみるに、繭は前述した生糸生産費の利子算式と同じく、自己資金四％、借入九一・〇％である。米と葉たばこは自己資金五・五％、借入八・二％の年率で計算されているが、小作料算定では生産費調査と同じ利子の他に、物財費、雇傭労働費、資本利子、租税公課の合計に対する四％の利潤を加えている。つまり農産物に関する限り、利潤は考慮されていないのである。

地代は生産費調査と同じく、小作地は実支払小作料を、自作地は類似小作地のそれで評価している。租税公課では生産費調査のうち収益に対して賦課されるもの（原価性なきもの）以外、つまり特定生産物を生産するために負担しなければならぬものだけを計上している。ただし原価性のある土地の固定資産税は、地代から支払われるべきものとして除いている。

さて、以上によって農産物の異部門所得補償方式を含む生産費補償方式の、政策価格画定の仕方を概観した。そしてこの方式はパリティの勘案方式とは異なり、単一パリティ方式のごとく一おお算式から政策価格が自動的に打出されているごとくである。けれどもそれら政策価格の画定方式をめぐる審議経過、および画定方式の累年比較からすると、算式から自動的に決定されるということは多かれ少なかれ外観にすぎないかと思われる。まず第一に、周知のごとく生産費補償方式での費目とそれを採用する程度、および基準時を当年度に修正する諸指数は、毎年度生産者や消費者その他の代表で構成する諸審議会で協議し、政府がその意向を汲んで最終決定している。したがって画定方式を累年比較すると、費目や指数のとり方等は多かれ少なかれ変化している。また第二には、時に

は政治価格が先行し半ば決定され、政策価格画定方式がこれに追隨適應するごとくに決められるというように、転倒した場合もありうる。第九表で政策価格算式の累年変化をのべたが、生産費補償方式での基準年次の変化や、採用費目および諸系数のとり方等々の変化は、多くは右のごとき理由によるものと思われる。もっとも政策価格は政治価格であつて、需給事情や需給双方の要求およびその時々に変化する政策目的によつて、政策価格水準は当然に変化するものであらう。そしてこの点はとくに、次章の諸追加・加算金に多くみられるところである。それゆゑ画定方式が年々変化するという点を論難するものではないが、一見画定方式から自動的に決定されるごとき生産費補償方式も、内実は必ずしもそうでないのである。

(五) 結び——パリティ王国いすこへ——

以上の三節を一括するならば、現在の農業の政策価格画定方式は、工業原料になるものを含む農産物の大部分はパリティ方式で、一部分が生産費または異部門所得補償方式であり、農産物を原料とする加工製品と肥料のうち、パリティ方式の乳製品以外はすべて生産費補償方式であつた。このうち農産物での両方式の相違は、客観化されていない自家労働費を類推評価する仕方が、農業臨時雇賃金によるか都市均衡労賃によるかであり、他の諸点にはそれほど大きな差がなかった。故にこれは生産費補償方式と一括してよいのであり、そうであれば政策価格画定方式はパリティと生産費との二つに集約される。

このように現状で農産物の政策価格画定方式をみればパリティが支配的であるし、前掲第九表のごとく昭和三五年以前としてみれば、まさにパリティ王国という状態であつた。ところで私は「市場価格に追隨する政策価格は、真

に政策価格というのであろうか。のみならず第二に：政策価格は…農業生産力の水準との関係において画定され、かつそれを変更せしめるイデアを有するものでなければならぬ⁽²⁾といった。この観点からいえばかの王国から昭和三五年産米価が、つづいて三六年より葉たばこが脱落して生産費補償方式になったけれども、これは次のごとき意味から単なる偶然ではなかったと考えられる。

周知のごとくパリティ価格とは、基準時にその農産物が有していたのと同等の購買力を有するごとくに、現在の価格を設定するものである。その算式は複雑であるが、わが国で一般に用いられているものは、農村物価賃金調査の基準時にたいする農家購入品価格指数（経常用・家計用）と、一定時点の農家経済調査の購入品別支出金額との割合とによって、加重平均総合指数を求める。このパリティ指数に、当該農産物の基準時価格を乗じて算出される。たしかにこれによって基準時に等しい購買力はえられようが、しかし商品の価格は基本的にはそれを再生産するために必要な労働量によって規定される、という法則性を常に満足させるものではない。それを充たす場合とは、基準時と比較年次との間に農業生産諸力と生産力、および消費構造と水準とが同等であり、さらにこの間に農業と他産業との間の生産性にも変化がなかった場合にのみ妥当する。しかしかかる条件は実際上は単なる仮定にすぎないのであり、以前にものごとく、まず農業内部においても科学技術の発展による新しい生産諸力が出現し、その導入によって農業生産諸力の結合様式と生産力はつねに変化発展する。また国民経済の他の諸部門と比較すれば、農業が仮に資本主義的生産であつても生産力の発展は相対的に停滞的であり、まして小生産農民が支配的なところでは、より甚しく停滞的であるというように、不均等発展が一般的なのである。⁽³⁾かかる条件下でパリティ方式をとる場合には、生産性の停滞的な部門ほど「再生産に必要な労働量」——生産費といいかえてもよいが——に對する

価格としては不利となる。

實際、次章の第三節第一六・一七表を中心として検討するように、パリティ方式による農産物の政策価格は、ここ一〇年間停滞ないし低下さえしているが、生産性の変化するところでも農業所得水準をも維持しようという目的は、この方式では困難だと思われる。そして政策主体の意図はともかく、米と葉たばこがパリティから生産費補償方式に移行したのも、最近時における基幹産業部門の高度経済成長が、もはや必然的に従来の方式では政策目的を達成し難くさせたからであり、単なる偶然やより高い目的のためではなかったらうと考えられる。

次に生産費補償方式であるが、これは右にのべた理由からも前方式より一歩前進したものと考える。けれども現行のそれは前節で検討したごとく、生産力をとらえたうえで市場の需給に対応しようとする「生産力政策価格」方式ではなかった。まず第一は生産費のとらえ方であるが、現行生産費調査をそのままではなく、多かれ少なかれ修正加工し取捨しているとはいえ、基本的にはそれを生産するものの生産費を単に代表単数的にとらえているのである。この生産費はそれを生産する多数の生産諸条件の中で、いかなる生産力的内容をもち、なぜそれをとらえるかという根拠が明らかでない。さらにその生産費（力）が農産物市場の供給者相互および需要者との競争で形成する市場レトリートで、どんな意義を有するかも明らかでない。私はかつて自由市場での農産物価格の下限を規定するのは、「限界生産農家階層の費用価格」だとしたのであるが、生産力をとらえた政策価格にはまずこれに類似した階層の設定がなされるべきだと考える⁽⁴⁾。

第二には、生産費方式における自家労働評価の方法であるが、農村労賃をとるか都市均衡労賃をとるかまたは他のものにするかは、まさに政策主体の意図にかかる問題である。けれども今日では「農業者と比較しうる他産業従

業者の所得を基準とし、可及的にこれと均衡を維持しよう⁽⁵⁾」ということは、わが国のみでなく西ヨーロッパ諸国も早くからこの目標を設定していた。現行方式では異部門所得補償方式がそれであるといつてよいが、この評価を適用する仕方は、代表単数の単位生産物当り労働時間を、都市均衡労賃とするのであって、農業所得そのものを他産業と同水準に補償するとは必ずしもいえない。なぜなら工業の福利厚生費その他の問題は別としても、農業は生産の本性上労働期間が断続的でしかも生産期間より小さいから、農業労働時間について都市均衡賃金を与えたにしても、所得が均衡するとはいいい難い。そのためには政策がとらえた生産力担当階層の総所得を、他産業に均衡せしめるごとき方式とせざるをえない。けれどもこのことは、複合商品生産者の一部分の生産費を孤立させてとらえたかつ、物財費中に労働費が混在しているという現行生産費を基礎とする仕方では、目的を十分に達することができないように考える。

注(1) 生産費調査における物財費への労働費混入については、拙稿「農産物生産費調査における若干の問題」、『農業総合研究』第一四巻第三号、一九七頁以下に指摘した。

(2) 拙稿「農産物価格政策の政策価格Ⅰ」、前掲誌第一七巻第四号、三八頁。

(3) 農業における生産力発展と価格形成の法則については、拙著『価値法則と地代』（一九六〇年、御菜の水書房刊）、拙稿「資本の競争と差額地代」（『農業経済研究』第三四巻第三号）、拙著『農業経済の価格理論』（一九六三年一月、御菜の水書房刊）第四章第三節三を参照。また資本主義のもとにおける農業の相対的停滞性については、同書第八章参照。

(4) 前掲『農業経済の価格理論』第六章。

(5) 「農業の基本問題と基本対策」第二節より引用。

四 政策価格の水準と変動

(一) 基本価格と諸追加・加算

前章にのべた農産物の政策価格の多くのものはそのまま実効を有するものであるが、以下にのべる米、麦類、てん菜、蒔等にはその他に諸追加金や奨励金に加算されているか、またはそうみなしてよいものがある。つまりさきの基本的な画定方式だけでは、政策価格が完結していなかったのである。のみならず右のうち米麦においては、基本価格プラス諸追加・加算という生産者価格の他に、消費者価格を基準とした政府売渡し価格も定められている。ここでは生産者から右の政策価格で買入れ、運輸・保管費用を含む流通経費を要費したものを売渡すのであるから、当然に生産者への支払価格と最終の消費者価格との関係も検討されなければならない。

ところで右のごとき基本価格への諸追加なり生産者価格と消費者価格との関係には、農産物の需給事情や政治的關係がいちじるしく影響するものであるということは、食糧不足時代から今日までの米価における変遷を想起すれば極めて明らかなことであろう。このようにこの問題は、経済的というよりは政治的側面をより多くもっているために、ほとんど毎年変化してきたのである。それゆえ諸追加なり生産者価格と消費者価格の関係を、累年変化として考察することはきわめて複雑になり、この小論ではとうてい果しえないので、政策価格画定方式と同じく最近時の状態をのべるにとどめる。

(イ) 内地米価の加算、流通管理費——前章でのべた米価算定方式（前掲第二二表）から算出されるのは、軟質三等米の裸価格（基本価格）であった。これが最終消費者に渡るまでには、生産者に対する包装代その他の加算金、政府の流通管理諸費用、登録業者（卸、小売）の加工配給諸費用とを要するのである。そこでまず第一三表によって、生産者への包装代その他の加算をみるに、包装代の約三〇〇〇円は販売農家がつねに要費するものである。しかし他の

第13表 内地玄米石当り生産者・消費者価格

(単位 円)

	昭和35年産	36年産	37年産	38年産
1 基本価格 (軟質三等)	9,755	10,322 5	11,405	12,575
2 1~4等平均諸加算金計	665	700	(予定) 772	(見込) 629
時期別格差	279	293	292	187
等級間格差	- 4	-39	13	9
歩留加算	37	44	46	45
申込加算	94	94	100	50
包穀代	259	308	309	305
もち米加算	-	-	12	33
3 1~4等平均生産者価格 (1+2)	10,420	11,022 5	12,177	13,204
4 政府流通管理費計 (会計年度)	1,123	983	951	(算子) 1,282
集荷経費	155	134	135	185
運賃	191	225	209	232
保管料	236	212	193	239
事務費	263	267	299	320
金利	278	145	115	306
5 生産者価格と流通管理費計(3+4)	11,543	12,005 5	13,128	14,486
6 政府売渡価格 (玄米)	(35年 5) 10,870	(36年 4) 10,815	(37年11) 10,785	?
7 消費者配給価格 (精米)	(32年10) 12,750	-	(37年11) 14,785	-
8 政府売買赤字 (会計年概算)	542~673	588~ 1,190 5	1,158 5~ 2,343	2,674~ 3,701

注 1~2は『食糧管理統計年報』, 4以下は『食糧管理統計月報』8の赤字は、前年産米価を基礎とするものを左側に、当年産米のそれを右側に記した。

諸加算金はその時々需給や政治的事情の変化で、改廃されたり新設されたりする可変的なものとみなしてよい。例えば時期格差は昭和三〇年産米からで、それ以前には早期供出奨励金があった。また超過供出奨励金と供出完遂奨励金とは二九年産米までであり、翌年産からはそれに代位するごとく申込加算が支払われるようになったし、歩留加算も三一年産米からである。そして包装代は基本価格とほぼ同じように累年増額されてきたが、他の加算金には必ずしもかかる規則性はみられない。

ともあれ基本価格に右のごとき諸加算がなされたものが生産者の受取価格であり、国内産米の全量はこの価格で政府が一手に買取るのである。

次に、政府はこうして買取った米を生産地から消費地に運搬しかつ保管し、これを登録業者に売渡すのであるが、この間に要する諸経費が第一三表の政府流通管理費である。これは資料の関係で産米年度ではなく会計年度の数値であるが、このうち運賃、保管料、事務費は固定的で、金利と集荷経費は年による変動が大きい。そのために流通管理費用は年によって変化しているが、石当り約一、〇〇〇円で、生産者価格の一〇％前後とみなしてよい。

さて一般に商品の価格は流通管理費用をもふくむものであるから、政府の登録業者への売渡価格は、生産者価格に流通管理費をプラスしたものである。けれども第一三表の範囲でいえば、政府の売渡価格は右価格より低いだけでなく、生産者への平均支払価格と同等またはそれ以下でさえある。すなわち第一三表の8に、政府の買入価格と流通管理費の合計額から政府の売渡し価格を差引いたものを示したが、筆者が試算したこの赤字額は三六年産米からついに流通管理費を超えることになり、三八会計年度には二倍以上にもなって生産者価格に喰込む状態にある。

この逆ざや現象は第二章の第五表以下でのべたごとく、政府売渡価格は生産者価格プラス流通管理費ということではなく、米穀消費者の家計安定と物価その他の経済事情を参酌してまず、消費者価格を決定し、これから登録業者の加工流通・配給費用を差引いたものを売渡価格とするからである。そしてこの逆ざや関係が、食糧管理特別会計中の国内米管理勘定が、恒常的に赤字となる主原因である。

(ロ) 国内麦価の加算、流通管理費——単一パリティ方式によって算出される裸価格に対して、第一四表のごとく包装代と検査料を追加したものが生産者価格である。それゆえ現在の麦価には、特別の追加、加算がなされている

第14表 内地麦類の生産者・消費者価格

(単位：円)

	昭和36年産 (6月30日)			農産物価格政策の政策価格 Ⅱ
	大 麦 (3類3等) 52.5kg	裸 麦 (3類3等) 60kg	小 麦 (2類3等) 60kg	
1. バリティ麦価 (裸)	1,751	2,376	2,283	
2 包装, 検査料	121	121	121	
包 装 代 (複式俵)	111	111	111	
検 査 料	10	10	10	
3 生産者価格 (1+2)	1,872	2,497	2,404	
4. 政府流通管理費計 (会計年度)	202	267	255	
集 荷 経 費	21	27	39	
運 賃	36	33	35	
保 管 料	77	111	81	
事 務 費	33	44	57	
金 利	35	52	43	
5. 生産者価格と流通管理費計 (3+4)	2,074	2,764	2,659	
6 標準売渡価格	1,525	1,915	1,996	
7. 政府売買赤字 (会計年, 概算)	549	849	663	

注 『食糧管理統計年報』および「月報」により、4は屯当りを筆者が各単位当りに換算したけれども、麦等級別流通管理費ではない。

わけではない。けれども終戦後の食糧不足時代には供出奨励金があり、また昭和三五年産までの大・裸麦には、少額で断続ではあるが、加算金があった。それも米に比較すれば少なく、かつ早くから減額廃止されて、小麦は二九年産より、裸麦は三五年産、大麦は三六年産より包装代と検査料に純化されたのである。

次に、右の価格で生産者の申込により無制限に買入れられた麦類も、これを加工販売業者に売渡すまでに政府の流通管理費用を要する。第一四表の数値は会計年度毎の屯当り流通管理費を筆者が各単位当りに換算したものであるが、それは当年生産者価格の一〇%強となっている。そして本来ならば、この生産者価格と流通管理費用を合計したものが、政府

の売渡価格なのである。

けれども昭和三六年産麦についていえば決してそうではなく、小麦で例示すれば六〇キログラム当り二、六五九円のもの、その七五%つまり生産者価格よりも安い、九九六円で売渡されているのであるが、それは次のような事情による。第二章でのべたように麦類は米のごとき配給制度ではないから、消費者価格が一定水準に統制されているのではない。けれども最近の食糧消費のなかで、麦とくに小麦の地位が増大しているから、消費者価格の水準は国民生活に重要な影響を及ぼす。そこで米価の場合と同じように、家計費や米価および他の経済事情を参酌して、まず「想定消費者価格」を決定し、これから業者の加工流通経費を差引いたものを政府売渡価格とするのである。想定消費者価格は三六年産以降同額で、精麦一キログラム当り五四・五円、小麦粉五二・四円である。これに対して加工販売業者の経費は年々若干ずつ増加してきたため、政府売渡価格は後掲第一六表（八九頁）のごとく昭和二八年以降は低落してきた。そしてこの売渡価格から、生産者価格と流通管理費用の合計を差引いたものが、食糧管理特別会計の国内麦管理勘定赤字の主なる要因である。

(ウ) てん菜の特別奨励金——てん菜糖工場が関税障壁によって自立しうようになってからは、政府のてん菜糖買入はなされていないから、前掲第一〇表の複合パリティ方式によるてん菜最低生産者価格は、必ずしも通用力を有するものではない。それはともかく昭和三八年三月末で失効した「てん菜生産振興臨時措置法」は「国内における砂糖の供給量の増大を期する」（第一条）ことを目的とし、てん菜の最低生産者価格設定もまたこのためであった。けれども北海道を中心にかなり急速に増加したてん菜生産も、最低生産者価格の長期にわたるすえ置と生産費の昂騰で、三五年以降生産振興が停滞してきた。そういう事情もあってか、三六年産については屯当り一〇〇円、

三十七年産には七〇〇円の特別奨励金を支払うよう期待するという、政府の行政指導がはじめられたのである。

(四) 繭の取扱い手数料——生産費補償方式による生糸の最高最低価格決定には、前掲第一一表でのべたように繭取扱い手数料があった。周知のごとく今日の繭の流通は、養蚕農家が直接または繭商人を通じて個別に販売するのは極めて少なく、支配的には農業協同組合による共同販売制がとられている。したがって繭の売買価格は農協と製糸業者が協定し、かつ右の繭取扱い手数料もその際に決められる。この手数料は製糸業者が農協に支払うものであり、昭和二六年の繭糸価格安定法が発足して以来一貫して払われている。けれどもその額は傾向としては増加しているが、時には前年より減額されていることもあり、安定法繭生産費に対する割合で示せば最低一・八八%、最高二・二七九%というように必ずしも一定したものではなかった。

ということとは、繭取扱手数料は一定の基準によって画定されるものではなく、従来の額または生糸相場の現状と見通し等によって決められるものだからであろう。のみならずその性格も明確ではなく、すでに前章でのべたごとく、生産農家から繭を集荷し検査し運搬する諸費用は、原料繭副費として製糸業者の生糸生産費に含まれていた。

したがって農協の共同販売に要する実際の手数はさほどではないと思われるが、例えば昭和三八年四月の安定法生糸価格算式では、繭一貫当り取扱い手数料は四三・六五円で、繭生産費五四二・〇八円の八%強となるが、明確な性格のものとはいえない。

(二) 政策価格の水準

以上のごとく農業の現行政策価格は、三つだがより集約すればパリティと生産費補償という両方式によって画定

された額に、諸追加・加算がなされたものとして成っている。そして政策価格の多くは画定方式から自動的に算定されるごとくであるが、画定方式の内容と諸追加の仕方とをみれば、それは外観であって多かれ少なかれ政策主体の政治的経済的判断が加わっていた。とくに政策価格の政治価格という側面は、前節の諸加算によって一そう強められているのである。この政策主体の判断は、しかし農業および加工製造業の生産力、またはあるべき生産力水準をとらえて政策価格を画定し、市場の需給に対応しようとする「生産力政策価格」決定における判断とは、ほど遠いもののごとくである。

それはともあれ、今日の政策価格はいかなる水準にあるかということであるが、それは何を基準尺度にするかによって異なってくる。また正当な尺度は画定し難いのであるが、本稿の主張からいえば「生産力政策価格」ということになる。これは前章末で指摘したように、政策主体が現在および将来の生産力と需給関係を基礎として「限界生産農家階層」の画定に類似した方法で設定しようと思われる。けれどもここではそれを果しえないので、さしずめ昭和三六年産農産物の政策価格を、同年の農産物生産費調査——その自家労働評価は劣悪な農業臨時雇賃金——によって尺度することにする。このためには生産費調査の数値を種々に修正加工する必要があると考えながらも、この調査での第一次生産費、参考生産費、農家の庭先販売価格をそのまま用いる。

第一五表に政策価格とその対象農産物の生産費を裸価格で示したが、商品等級の統一と政策価格の庭先価格への修正はなされていない。それゆえ厳密には比較しえないし、とくに生産費のうち豚肉は農家販売の生体価格であるのに、政策価格は皮はぎ法による半丸枝肉の横浜中央卸売市場価格で、全く異質のものである。また玉ねぎの政策価格は泉州黄し等級の京浜中央卸売市場の、過去五カ年間の月別市場価格を基礎にして月別に定められているから、

生産費と政策価格

生 産 費 調 査 農 家				政策価格に対する割合(%)			政策価格の 画 定 方 式
調 査 対 象 (戸)	一戸当り(反)		第一次 生産費 (ロ)÷(イ)	参 考 生産費 (ハ)÷(イ)	農家の 販売価 格 (ニ)÷(イ)		
	田	耕地計					
販売農家 1～1.5町層	12.41	16.08	57.3	70.2	102.1	生産費所得補償	
全 調 査	29	6.11	12.16	94.3	105.0	102.6	生産費補償
〃	59	5.29	12.64	100.0	111.9	102.7	〃
全 国	129	9.32	12.13	113.5	127.6	99.2	パ リ テ イ
〃	311	5.72	14.75	92.9	106.1	98.8	〃
〃	401	8.39	10.20	124.9	140.6	94.5	〃
〃	273	4.63	12.67	97.1	110.9	94.4	〃
〃	312	9.25	11.39	100.8	115.6	96.2	〃
〃	473	5.37	18.76	79.9	93.5	97.4	〃
全国非災	40	8.49	54.04	47.7	63.3	98.3	〃
〃	129	8.93	11.59	134.4	149.5	98.1	〃
〃	80	5.11	19.03	79.5	91.5	97.5	〃
田 作	15	8.45	9.45	(97.3 ～38.2)	(108.2 ～42.5)	(128.6 ～50.5)	〃
全国非災、食用	180	4.61	12.01	68.4	79.9	107.9	〃
一般畑作、食用	111	6.36	46.71	71.4	85.0	97.5	〃
北海道非災	82	3.87	71.32	77.9	90.5	100.0	〃
全国非災 1,075(桑)	2.58	12.04	163.9	186.4	182.6	生産費補償	
蚕期別非災、加重	—	—	145.8	167.3	—	〃	
全 調 査	65	6.25	15.10	(79.3)	(82.1)	(66.3)	パ リ テ イ
全 調 査	549	7.51	21.57	104.7	119.4	107.5	〃
全国非災 2,990	8.57	12.46	—	—	(10.3倍)	生産費所得補償	

生産費調査はいずれも農林省調査による。

第15表 昭和36年産農産物の

農産物価格政策の政策価格

Ⅱ

八三

農 産 物	(イ) 政 策 価 格	昭和36年生産費			
		(ロ) 第一次 生 産 費		(ハ) 参考生 産 費	
		総額	内自家 労働費	産 費	(ニ) 農家の 販売価 格
1. 米 (150kg 裸)	基本価格 10,322 5	5,916	(3,006)	7,244	10,538
3 葉たばこ (10kg)	{ 第一黄 3,600 各種平均 3,310	3,395	(2,262)	3,779	3,694
4 大麦(52.5kg 裸)	{ 田 作 36年産 1,751	1,988	(1,092)	2,234	1,737
	{ 畑 作 〃 -	1,627	(897)	1,857	1,730
5. 裸 麦(60kg 裸)	{ 田 作 36年産 2,376	2,967	(1,604)	3,341	2,246
	{ 畑 作 〃 -	2,306	(1,302)	2,634	2,242
6. 小 麦(60kg 裸)	{ 田 作 36年産 2,283	2,301	(1,199)	2,639	2,197
	{ 畑 作 〃 -	1,825	(954)	2,134	2,224
7. 大 豆(60kg 裸)	交付基準価格 3,200	1,525	(646)	2,024	3,145
8. な た ね (60kg)	{ 田 作 交付基準価格 3,180	4,274	(2,390)	4,754	3,119
	{ 畑 作 〃 -	2,527	(971)	2,911	3,101
9. 玉 ね ぎ(100kg)	保証基準価格 770~ (37年6~12月) 1,960	749	(356)	833	990
10. 甘 し よ(100kg)	原料甘しよ 693	474	(248)	554	748
11. 馬れいしよ(100kg)	原料馬れいしよ 560	400	(107)	476	546
12 て ん 菜(1,000kg)	最低生産者価格 5,250	4,089	(1,346)	4,750	5,250
13. 蒔 (1kg)	{ 生産費調査 最低蒔価格 294	482	(289)	548	537
	{ 糸価安定方式 -	428.69	(277)	491.91	-
14 豚 肉(100kg)	皮はぎ、枝肉、横浜卸 (37年2月) 24,500	19,435	(3,255)	20,121	16,232
15 牛 乳(100kg)	原料乳工場渡 2,773 (37年3月)	2,902	(786)	3,312	2,981
18. 小作料 (昭和30年反当り)	30年9月法定小作料 1,124	反収27,221 - (地代を除く 参考生産費) 15,646=11,575			

注 政策価格は後掲第16表の昭和36年産価格であるが、麦類は包装検査料を除く。

生産費と比較することは困難である。

以上の制限を前提し、まず第一に政策価格と農家の販売価格とを比較するに、繭を除いてはかなり接近した水準にある。すなわち繭の農家販売価格は政策価格の一八・二・六％にも及んでいないが、米、葉たばこ、てん菜では同等か販売価格の方がやや高い程度であり、また麦類と大豆、なたね、馬れいしょでは政策価格の方がやや高い。甘しょと牛乳では販売価格が七・八％高いが、これらの政策価格は原料用だから当然ともいえる。第二章第二節で農産物価格政策の市場支配力がかなり強力であるとしたが、右のように両価格がほぼ等しいことは、政策価格の市場支配力もまたかなり強力だとみなしてよいであろう。

第二に政策価格と生産費との関係を見るに、ここでは全般にかなり大巾な差がみられる。まず生産費補償方式のうち、両者がほぼ一致しているのは葉たばこだけで、米と繭はそうではない。米の生産費は政策価格の六〇・七〇％という低い水準にあるが、これは家族労働評価を都市均衡労賃でなく農業臨時雇賃金によっているからである。

しかし繭では逆に、生産費が政策価格の一六四・一八六％という高い水準であるが、この場合の政策価格は最低限界であること、しかもこの最低限界は昭和三二年の生糸大暴落により、一二月に生産費の八五％（繭一キログラム当り三七三・三円）から六〇％（二七〇円）に切下げられ、三六年でもまだ回復していなかった（二九四円）からである。

次にパリティ方式であるが、生産費が政策価格と同等または高いものは三麦、なたね、牛乳である。しかし三麦となたねでも田作ではそうであっても、畑作の方は同等または生産費の方が低位でさえある。そして最近数年間の傾向からすると、小麦と大麦およびなたねの作付面積と反当収量は田作より畑作が大きいこと、裸麦ではまだ田作が大きいとはいえ、その差が接近している等の点を考慮すれば、一義的に生産費に対して政策価格が低いとはい

えない。次に大豆、甘しょ、馬れいしょ、てん菜の生産費は、参考生産費を含めてみても政策価格よりも低い。その理由はこれらの生産費調査対象地域が、甘しょを除いては主として北海道であつて、一戸平均耕作面積も四・七町以上であるため、府県の零細経営より生産費が低いからであらう。

以上のごとく生産費をもつて政策価格を尺度すると、両者がほぼ近似するものと然らざるものに分れる。近似しないのは両者が異なつた評価ないし画定方式によるから当然でもあるが、私はこの差異のうちに近似性をとらえうるように思われる。すでに指摘したようにバリエティ方式の政策価格でも、三麦やなたねのごとく田作に対しては低いが、畑作に対してはほぼ等しいか高かつた。大豆、馬れいしょ、てん菜では経営の大きい北海道の生産費に対しては高いが、おそらく経営の小さい府県のそれに対しては同等ないし低いであらう。この観点からいえば、米、牛乳、甘しょを除いては政策価格と生産費にはそれほど大きな差がなく、近似しているといつてよい。

この近似性には、次のごとき意味があると考えられる。小商品生産農民のもとでの農産物価格形成の法則性は、標準的生産条件を有する「限界生産農家階層」の費用価格水準に規定されるのであり、費用を構成する自家労働費は肉体的最低限たる農村的労賃水準に規定されるのであつた。⁽¹⁾しかして現行生産費調査は、米は米販売農家を母集団とする無作為抽出法により、他のものは作付面積、生産戸数、実収高等を勘案した有意選択法であつて、標準的生産条件を有する限界生産農家の生産費ではない。また自家労働評価も農業臨時雇賃金であり、農村的労働市場のそれではない。けれども今日利用しうる資料としては生産費調査しかないから、自由な市場関係のもとでの農産物価格は、その第一次生産費に租税公課を加えた費用価格水準に決定されるといつてよい。ところで農産物の政策価格が生産費と近似していることは、農業生産力と無縁に画定される政策価格も、結果的には生産力水準によつて規

定される生産費用を無視しえない。政策価格がどのように画定され、どの程度に政治価格であつたにせよ、多かれ少なかれ国内需要を国内生産で充足するための政策価格は、その生産部面ないし農家群にそれを生産するに必要な労働力を配分し保証する水準とならざるをえない、ということである。それは肉体的最低限を保証する費用価格にすぎないが、価格がこれより低いなら生産も減少してゆくのであり、政策価格もこの費用価格法則から逃れえないのである。

(三) 政策価格の累年変動

最後に、戦時戦後の直接全面統制が解体して、農産物価格の支持安定という新たな価格政策がほぼ確立した以後の、政策価格の累年変化を検討しておこう。第一六表の昭和二七年以降の政策価格は、第三章でのべた画定方式で一樣に決定されたものではなく、第九表に一括した種々の方式によるものである。ともあれ政策価格の累年変動を概観するに、およそ次の三点を指摘しうる。

まず第一には、支持安定という新たな価格政策も、昭和三五～七年に転換・拡大という一劃期に入つたことである。この制度が確立して一〇年を経たこの時期は、国内的には経済の高度成長の最盛期であり、農業にもその影響が強く現われてきた。つまり経済発展による消費水準の増大は、農産物とくに畜産物や青果物の需要を増大させた。同時に労働力需要も急に高まって農村労働力が流出し、都市のみでなく農村や中小企業でも労賃が騰貴した。しかも国際的には経済の開放、貿易自由化が進んで農業もこれに対応する体制をととのえざるをえなくなつた。

これらの事情は価格政策にも影響を及ぼし、まず農産物の需要増大にともなうものとして、昭和三六年末から豚

肉と指定乳製品の価格安定が、ついで三八年一月より子豚の価格安定が開始された。また三七年五月から青果物生産安定事業（玉ねぎ）が、翌三八年八月より野菜指定産地生産安定事業（かんらん）が新たに発足したのであった。また貿易自由化との関連でいえば、輸入依存度の高い大豆となたねはでん粉類と同じ安定制度であったが、三六年一月から不足払の交付金制度に転換した。

次に生産諸部門間の生産力の不均等発展と労賃騰貴の影響であるが、技術革新と設備投資を行なう生産部門では生産性の上昇が労賃騰貴をカバーしうるから、労賃の上昇が必ずしも物価騰貴をもたらすものではない。けれどもかかる合理化が困難でかつ資本の有機的構成の低い生産部門では、労賃の上昇が生産物価格の騰貴をもたらすのである。かかる関係からする物価騰貴のアンバランスが、農業生産資材の価格にどう現われているかについては、すでに別稿で指摘したごとくである。⁽²⁾これを「農村物価賃金調査」の昭和三二年を基準とする三七年の指数で例示すれば、肥料、飼料、農薬、諸材料及加工原料、光熱動力、大農具等比較的大企業の生産物ではいずれも一〇〇％以下である。しかし種苗・家畜・小農具・建築資材・賃料および料金は一三〇％前後に騰貴した。また農業臨時雇のまかないを除く一日当り賃金も、男一七五・五％、女一八〇・八％へという、驚くべき上昇を示している。このように国民経済の各部門が不均等に発展し、そのため生産力と物価の上昇が均等でなかったところでは、前章末で指摘したようにパリティ方式での政策価格画定は、もはや当をえなくなる。したがって米価は昭和三五年産より生産費および所得補償方式に、葉たばこは三六年産より生産費方式に移行したということも、政策主体の意図はともかく実は右のごとき事情によるものと考えられる。

以上のごとくこの制度は発足後一〇年にして、制度の拡大と転換という一画期をむかえたのであったが、こうし

策 価 格 の 変 化 (昭和27~38年)

(単位・円)

32年産	33年産	34年産	35年産	36年産	37年産	38年産
9,745	9,700	9,715	9,755	10,322 5	11,405	12,575
10,261	10,256	10,389	10,420	11,422 5	12,177	(見込) 13,204
(10月) 10,889	10,889	10,889	(5月) 10,870	(4月) 10,815	(4月) 10,785	(2月) 12,046
(10月) 12,750	12,750	12,750	12,750	12,750	(12月) 12,191 14,325	14,325
350	350	350	360	360	390	420
269.00	265.77	278.44	291.19	331.33	368.85	392.98
1,775	1,781	1,781	1,781	1,872	1,955	2,007
(8月)1,670	1,670	(4月)1,630 (7月)1,595	1,565	1,525	1,507	1,507
2,299	2,302	2,302	2,352	2,497	2,624	2,685
(8月)2,045	2,045	(4月)2,000 (7月)1,990	1,965	1,915	1,895	1,895
2,202	2,206	2,206	2,264	2,404	2,515	2,584
(8月)2,055	2,055	(4月)2,042 (7月)2,024	(8月)2,020	1,996	1,971	1,971
2,910	2,910	2,910	(交付制) 3,200	3,200	3,200	-
2,920	2,915	2,915	2,915	(交付制) 3,180	3,180	3,360
38年1~3月 29,900 19,900 14,900	4~5月 15,700 10,500 9,400	6月 12,200 8,100 6,100	7~8月 12,700 8,400 6,300	9~10月 19,700 13,100 9,900	11~12月 28,700 19,200 14,400	39年1~3月 30,800 20,600 15,400
245	250	250	250	260	275	300
205	205	205	205	210	215	230
1,550	1,550	1,550	1,550	1,580	1,615	1,680
2,015	2,015	2,015	2,015	2,015	2,015	2,100

農産物価格政策の政策価格
Ⅱ

八八

(つつく)

第16表 農 業 に お け る 政

		昭和27 年 産	28年産	29年産	30年産	31年産
農 産 物 価 格 政 策 の 政 策 価 格	1. 米 (150 kg) (1) 買入 { 基本価格(玄米) (産年) { 1~4等平均支払価 格(玄米, 包装込)	7,500 8,635	8,460 10,682	9,260 10,008	9,755 10,259	9,470 9,964
	(2) 政府売渡価格(玄米1~3等 平均)	(8月) 8,157.5	(1月) 8,970	(1月) 10,075	(1月) 10,056 (9月) 10,051	(10月) 10,084
	(3) 消費者価格 (精米, 正味, 基本配給)	(26年8月) 9,300	(1月) 10,200	(1月) 11,475	(11月) 11,475	(10月) 11,850
	3 葉たばこ買入(第一黄, 中葉系 価格 各収納実績平均価格 (1kg 当り)	340 256	360 274.12	360 293.39	360 281.91	350 278.19
	4 大 麦 { 買入/3類3等包装 (52.5kg) { 価格(込6~7月決定) 売渡価格(2類3等 7月決定)	1,572 1,651	1,727 1,742	1,692 1,720	1,698 1,710	1,699 1,665
	5 裸 麦 { 買入/3類3等包装 (60kg) { 価格(込6~7月決定) 売渡価格(3類3等 7月決定)	2,080 2,182	2,263 2,294	2,248 2,275	2,225 2,220	2,202 2,150
	6 小 麦 { 買入/2類3等包装 (60kg) { 価格(込6~7月決定) 売渡価格(2類3等 7月決定)	2,000 2,100	2,042 2,100	2,143 2,170	2,133 2,135	2,109 2,075
	7 大豆買入基準価格(1~3等平均 裸 60kg)	-	-	-	-	2,910
	8. なたね買入基準価(1~3,4等平 均裸 60kg)	-	2,660	2,790	2,780	2,900
	9. 玉 ね ぎ(昭和37年6月以降) (泉州黄L等) { 平均市場価格 (級, 京浜市) { 保証基準価格 (場, 屯当り) { 保 証 価 格	- - -	37年6月 11,600 7,700 5,800	7~8月 13,400 9,000 6,700	9~10月 21,800 14,500 10,900	11~12月 29,400 19,600 14,700
八 九	10 原料甘しよ(37.5kg, 22.5%裸 町村受渡価格)	-	280	285	260	245
	11. 原料馬れい(37.5kg, 15.5%裸 しよ町村受渡価格)	-	220	235	215	215
	甘しよでん粉(37.5kg, 包装込 工場渡)	-	1,770	1,770	1,620	1,560
	馬れいしよ末粉(45kg, 包装込 工場渡)	-	2,250	2,250	2,160	2,160

(つづき)

32年産	33年産	34年産	35年産	36年産	37年産	38年産
2,070	2,070	2,070	2,070	2,070	2,070	2,145
970	990	990	990	1,020	1,065	1,110
3,150	3,150	3,150	3,150	3,150	3,240	-
4,625 (6,010)	4,550 (5,435 5,730)	5,300 (5,380 6,015)	5,580	-	-	-
373.3	373.3 (12月)270	270	294	294	361	440
190,000	190,000 (12月)140,100	140,100	140,100	140,100	170,100	210,000
230,000	230,000 (12月)230,000	230,000	200,100	200,100	240,000	300,000
-	-	-	-	-	(2月) 245	(3月) 340
-	-	-	-	-	(3月) 250	-
-	-	-	-	-	(2月) -	(3月) 360
-	-	-	-	-	(3月) 340	-
-	-	-	-	-	(2月) -	28 27
-	-	-	-	-	(3月)27 73	-
-	-	-	-	-	(2月) 600	600
-	-	-	-	-	(3月) 600	-
-	-	-	-	-	(2月) -	478
-	-	-	-	-	(3月) 478	-
-	-	-	-	-	(2月)4,350	4,350
-	-	-	-	-	(3月)4,350	-
-	-	-	-	-	(3月)3,300	3,300
-	-	-	-	-	(3月)4,700	4,700
-	-	-	-	-	(3月)3,900	3,900
819.47	792.73	789.25	757.54	749.39	746.16	-
-	-	-	-	-	-	-

農産物価格政策の政策価格

Ⅱ

による。

は当年10～翌年9月、てん菜糖年度は当年11～翌年10月、肥料年度は当年8～

29～31,35年は1～3等裸価格、36,37年は交付金法による包装込平均基準価格
政府指定場所渡価格で各年3月末に農林省が告示したもの。てん菜糖価格のう
設した工場の買上価格で、33年は32年と33年建設工場、34年は33年と34年建設
定、各年とも6月より翌年5月まで適用。原料甘しよはでん粉22.5%ものであ
37年まで15.5%もの、38年は16%もの0.5%下るごとに5円引。

	昭和27 年 産	28年産	29年産	30年産	31年産
11 馬れいしょ精粉(45kg, 包装込) でん粉 (工場渡し)	-	2,350	2,350	2,250	2,250
甘しよ生切干(37.5kg, 包装込) (政府庫入)	-	1,020	1,020	970	970
12. てん菜最低生産(600kg, 指定) 者価格 (場所渡し)	-	3,050	3,150	3,150	3,150
てん菜糖買上価格(60kg, 業者) (庫渡し)	-	5,325	5,290	4,986	4,650
13. 最低蔵価格(糸歩16%, 蔵格2) 等, 1kg	-	-	-	-	373.3
生糸最低価格(21中A格, 60kg)	180,000	180,000	190,000	190,000	190,000
生糸最高価格(21中A格, 60kg)	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000
14. 豚(皮はぎ法, 半丸) { 基準価格 枝肉, 横浜中央 } 肉 { 卸価格1kg } 上位価格	-	-	-	-	-
15 原料乳安定基準価格(3.2% 工 場渡し1kg)	-	-	-	-	-
バター { 上位価格(需要者倉庫 渡し1kg) } { 下位価格(需要者倉庫 渡し1kg) }	-	-	-	-	-
脱脂乳 { 上位価格(需要者倉庫 渡し12.5kg) } { 下位価格(需要者倉庫 渡し12.5kg) }	-	-	-	-	-
全脂加糖 { 上位価格(需要者倉庫 渡し24.5kg) } れん乳 { 下位価格(需要者倉庫 渡し24.5kg) }	-	-	-	-	-
16. 肥料(硫酸)(40kg 以詰消費地) 基準価格 (販渡(各年8~7月))	-	-	876.80	852.04	828.06
18. 小 作 料 (水田反当り平均)	(25年9月) 525	-	-	(9月) 1,124	-

- 注 1. 『食糧管理統計年報』、『蚕糸業要覧』『肥料時報』『肥料要覧』等の各号
 2. 米穀年度は前年11~当年10月, 麦年度は当年7~翌年6月, 大豆といも
 翌年7月.
 3 米, 麦, いも類は当年産価格. なたねの28.32~34年産は1~4等平均で
 なたねの35.36年も交付金法の包装込基準価格, てん菜最低生産者価格は,
 ち31年までは12月告示, 以降は翌3月告示, また()内の32年は32年に建
 工場からの買上価格. 蔵生糸価格は30~32年が4~5月決定で, 他は3月決
 るか, 38年産は23.5%で0.5%低下するとに5円引, 原料馬れいしょは

て到達した現状が十全なものであるということではない。さしずめ政策価格の画定方式についてみれば、農産物一五のうち生産費方式はわずかに三つであるから、パリティ王国はいまだ崩れていないのであるが、生産諸部門間の不均等発展という現状からすれば、かかる状態こそ問題だと思われる。さらに価格政策の対象が拡大された点であるが、たしかにこれに関する価格の騰落現象からすれば理解しうる面もあるが、現象に対応する策として妥当な方法であったか否かということは自から別の問題である。この点は次章で個別に検討するところであるが、生産力をとらえない価格政策は時に価格引上げをもたらし、生産力を固定化する危険を有するのである。とくに根本的には、現行価格政策の支持安定目的、価格画定方式、支持安定の方法が区々であって、一貫した相互関連を与える基本理念が必ずしも明確ではない、という問題が横たわっている。

さて第二は、政策価格の売買と価格の関係である。これを検討すべきは価格の支持安定を売と売によって行なうものであり、「不足払方式」の大豆、なたね、青果物とか、「最低支持方式」のでん粉、てん菜糖、固定した政策価格を有しない「輸出入方式」の飼料および専売制のたばこ等は除いてよい。

そこで双方の価格が決められているものをあげれば、前掲第一六表の米、三麦、生糸、豚肉、乳製品となる。しかし生糸と畜産物は「帯価格」による価格安定制度で、その上限と下限は政策主体が価格の支持安定を達しうると判断する値幅で定められ、その値幅もかなり大きいから除いてよい。残った「全面統制方式」の米と「無制限買入方式」の三麦では、生産農民から買入れて売渡すのであり、原則的に考えれば買価格に運搬保管費を含む流通経費をプラスしたものが、売価格になるとみなされる。

しかしこれらではそうでなく、むしろ流通経費を含まない生産者価格より売価格が低いのである。ます米につい

てみるに、一、四等平均買入価格に対して一、三等売渡価格が低いのは、昭和二七、二八年と三〇年一月、翌年九月までおよび三六年産以降とである。つまりこの期間は流通経費を度外視しても、米穀管理に赤字を生ずる状態にあった。ところで前章で検討したように、米の運搬保管を含む流通経費は生産者価格の一〇％前後であったから、それを含めれば二七年以降つねに売渡価格が低かった。

次に三麦であるが、大・小麦は昭和三一年産以降、裸麦は三〇年産以後一貫して売渡価格が低く、しかも買価格は毎年多少とも上昇したのに売価格は低下したから、逆鞘の幅は甚だしく大きくなった。例えば三七年の買に対する売価格は大麦で七七・一％、裸麦七二・二％、小麦七八・四％であり、米の八八・六％よりも大きい。のみならず麦の生産者価格が若干ずつ上昇したとはいえ、米価上昇には及ばなかった。すなわち昭和二七年の大麦五〇％、裸麦五九・四％、小麦五七％という対米価比は、三八年におのおの四二％、四九・九％、四七・九％へと一〇％近く低下した。⁽³⁾それはともかく、無制限に買入れた麦を売渡すまでの運搬保管を含む流通経費は、第一四表で検討したごとく買入価格の一〇％前後であった。そして生産者価格と流通経費を合計したものは、昭和二七年以来つねに売渡価格よりも高かったのである。

以上のごとき政策価格における買と売価格および流通経費との関係は、それが明確に規定されている帯価格の生糸、豚肉、乳製品のみでなく、最低支持方式や輸出入方式についても、さらに専売制のたばこについても検討しなければならぬことである。周知のごとくこれらの価格政策を遂行するために、かなりの政策主体の資金投下を要しているのであるが、買と売価格の関係が一そう複雑であるために、第六章の価格政策を遂行するための諸会計、資金面の考察にゆずる。ともあれここで確認しうるのは、今日の政策価格は必ずしも買価格と同等または流通経

指 数 (昭和29~31年平均基準)

(単位: %)

30	31	32	33	34	35	36	37	38
102.7	99.6	102.6	102.2	102.3	102.7	108.7	120.1	132.4
101.8	98.9	101.8	101.8	103.1	103.4	113.3	120.8	131.0
(1)103.6	103.9	112.2	112.2	112.2	112.1	111.5	111.2	111.2
(9)103.7	102.2	109.9	109.9	109.9	109.9	109.9	123.5	123.5
98.9								
101.0	98.1	98.1	98.1	98.1	101.0	101.0	109.4	117.8
99.2	97.8	94.6	93.5	97.8	102.3	116.4	129.7	138.2
100.0	100.1	104.6	105.0	105.0	105.0	110.4	115.3	118.3
100.7	98.1	98.3	98.3	(7月) 90.3, 93.9	92.2	89.8	88.8	88.8
100.0	99.0	103.3	103.5	108.5	105.7	112.2	117.9	120.7
100.2	97.1	92.3	92.3	(7月) 90.3, 89.8	88.7	86.5	85.6	85.6
100.2	99.1	103.5	103.7	103.7	106.4	113.0	118.2	121.4
100.4	97.6	96.7	96.7	(7月) 96.0, 95.2	95.0	93.9	92.7	92.7
-	100.0	100.0	100.0	100.0	110.0	110.0	110.0	-
98.5	102.7	103.4	103.2	103.2	103.2	112.6	112.6	119.0
98.7	93.0	93.0	94.9	94.9	94.9	98.7	104.4	113.9
97.0	97.0	92.5	92.5	92.5	92.5	94.7	97.0	103.8
98.2	94.5	93.9	93.9	93.9	93.9	95.7	97.9	101.8
98.6	98.6	92.0	92.0	92.0	92.0	92.0	92.0	95.9
98.5	98.5	90.6	90.6	90.6	90.6	90.6	90.6	93.9
98.3	98.3	98.3	100.3	100.3	100.3	103.4	107.9	112.5
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	102.8	-
100.2	93.5	93.0	91.5	106.5	112.2	-	-	-
-	100.0	100.0	(12月) 100.0, 72.3	72.3	78.7	78.7	96.7	117.9
100.0	100.0	100.0	100.0, 73.7	73.7	73.7	73.7	89.5	110.5
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	87.0	87.0	104.3	130.4
100.0	97.1	96.1	93.0	92.6	88.9	87.9	87.5	-
98.7	98.3	100.6	99.4	99.2	101.8	106.8	111.2	-
99.4	96.8	98.3	95.4	97.1	102.3	111.1	122.3	-
98.5	98.4	101.5	97.5	96.0	99.6	105.2	107.2	-
99.3	100.1	101.6	100.3	102.3	104.8	110.2	114.5	-
100.0	103.3	108.6	114.0	116.6	126.9	154.8	190.7	-
100.0	103.8	109.2	114.2	120.5	131.4	161.1	197.5	-
97.6	107.1	112.5	112.0	121.4	132.2	144.7	159.2	-

農産物価格政策の政策価格

Ⅱ

九四

第17表 政策価格の累年

		29~31年 平均価格(円)	昭和27年	28	29
1	米 { (1) 買 入 {基本価格 1~4等平均 (2) 政府売渡価格 (3) 消費者価格 (150kg)	9,495 0 10,077 0 9,700 11,600 0	79 0 85 7 84.1 80 2	89.1 106.0 92 5 87.9	97 5 99.3 103.8 98.9
3	葉たばこ { I 種 黄 各 種 平 均	356 6 284 3	95.3 90 0	101.0 96 4	101.0 103.1
4.	大 麦 {買入価格 売 渡 価 格	1,696.3 1,698 3	92 7 97 2	101.8 102.6	99.7 101.3
5.	裸 麦 {買入価格 売 渡 価 格	2,225 0 2,215 0	93 5 98 5	101.7 103.6	101.0 102.7
6	小 麦 {買入価格 売 渡 価 格	2,128 3 2,126 6	94.0 98 8	96.0 98.8	100.7 102.0
7	大豆 買入基準価格	2,910 0	-	-	-
8	なたね 買入基準価格	2,823 3	-	94 2	98 8
10	原料 甘 し ょ	263.3	-	106.3	108.2
11	原料 馬 れ い し ょ 甘 し ょ で ん 粉 馬 れ い し ょ 末 粉 で ん 粉 馬 れ い し ょ 精 粉 で ん 粉 甘 し ょ 生 切 干 し	221.6 1,650.0 2,190 0 2,283 3 986 6	- - - - -	99 3 107 3 102 7 102 9 103 4	106.0 107 3 102 7 102.9 103.4
12	てん菜最低生産者価格 てん菜糖 買上 価格	3,150 0 4,975 3	- -	96 8 107.0	100.0 106.3
13	最低 繭 価 格	373 3	-	-	-
	生糸最低価格	190,000 0	94.7	94.7	100 0
	生糸最高価格	230,000 0	100 0	100 0	100.0
16.	硫 安	852 3	-	-	102.9
参考 1	東京、小売物価指数(日銀調)	100 0	96 3	99.7	103 0
2	農村、農産物価指数(農林省)	100 0	90 6	107.5	103.8
3	農村、農業用品指数(省林農)	100 0	98 8	100.0	103 1
4	農村、家計用品指数(農林省)	100 0	94.0	97 9	100 7
5	農業臨時雇 1 日当賃 { 男	301	78 7	87.7	97.0
	金(除まかない費) { 女	239	78 2	87.9	97.1
6.	製造業30人以上労働者 1 人平 均月間現金給与	17,124	78 9	89.5	95.2

費を加えて売価格を決定する、というような原則を有するものではない。このことは今日の農業価格政策の性格を強く示すもので、第一章でのべたように「農業者の利益だけを確保しようという一方的なものでなく、むしろ消費者を含む国民経済的な政策」なのであり、しかも先に検討した米麦では単に「高価格を抑制」するだけでなく、売価格そのものが消費者生活の安定を基礎に定められているのである。⁽⁴⁾

さて第三には、前掲第一六表の政策価格の累年変動を、他の経済指標によって比較検討しておこう。昭和二九～三一年の三カ年平均を基準として、二七年以降の累計指数を算出したのが第一七表である。まず三七年までの約一〇年間に買価格の引上げられたものをみると、米と三麦の生産者価格および大豆となたねの交付基準価格だけだといつてよい。しかもその引上げは三六年以降のことであつて、それ以前の数年間は横ばいなしに低下させた。これに対して甘しょ、馬れいしょの加工でん粉、葉たばこ、てん菜、繭、生糸、硫安の買価格と三麦の売価格は、横ばいかむしろ低落しているのである。つまり一括していえば、政策価格はここ一〇年来ほぼ同じ水準が全体としては低下したといえる。もっとも三八年には全体にかなり上昇したが。

このように一見低位な政策価格水準も、しかし小売物価指数や農村物価の諸指数と比較するならば、必ずしも不当に低劣であつたとはいえない。もっとも小売物価、農産物価格、家計用品価格の指数は、昭和三六年以降かなり上昇しているから、米麦の生産者価格引上げは当然であり、他のものが保合ないし低下させたことは問題だといえよう。

しかし目を転じて農村労賃および非農業部門の賃金水準との関係をみるに、農産物の政策買価格は低位に経過したといわねばならない。すでに明らかにしたごとく、自由な農産物市場を前提するならば、農産物価格で実現され

る自家労働費は限界生産農家階層の生活水準となるが、それは農村労働市場の媒介によって客観的な農村的労賃水準に均衡するもの、と理論的には考えられる⁽³⁾。しかして農産物にあっては前掲第一五表からもわかるように、自家労働費を劣悪な農業臨時雇賃金で評価しても、それは第一次生産費の五〇％ないしそれ以上を占めている。したがって生産性が変化せず物的諸費用が同等であつたならば、農村的労賃が騰貴すれば農産物価格も当然に上昇すべきものであり、そうでなければ自家労働所得は低落したとみなしてよい。

そこで農村的労賃を農業臨時雇賃金で代用させれば、表示したように毎年騰貴して昭和三五年には二九・三一年平均の一三・〇％になり、三六年以降はさらに大幅上昇して三七年には男一九・七％、女一九七・五％と約二倍に上つた。次に非農業部門の賃金を、二七年以降一貫してとれる製造業三〇人以上規模の、一人平均月間現金給与額で代表させれば、これも三五年までは前者と同じ程度に上昇し、三七年には一五九・二％となつたのである。いふまでもなく生産性上昇があれば、また供給過剰の状態がつづいていたりすれば、労賃上昇が直ちに物価騰貴とはならないし、政策価格としても引上げ難い。しかし元来、農業の生産性を高めることは非農業に比して困難だし、最近農業機械導入を主とする生産諸力の発展があつたとはいえ、経済的生産性の上昇は右の労賃騰貴をカバーするほどのものとは考えられない。

そうであるならば、西欧諸国が早くから目標とし、かつわが国の価格政策も指向しているところの、農業所得を非農業のそれに均衡させようとする意図からすれば、今日までの政策価格はその目的を果してきたとはいひ難いであらう。では政策価格がどんな理由でかかる水準にあつたかといふことは、基本的には政策価格画定方式にかかわるところであるが、諸外国をも含む需給事情や財政負担の問題等もあるわけであるから、次章以下ですすんでこれ

らの点を考察しよう。

注(1) 拙著『農業経済の価格理論』、第四章参照。

(2) 拙稿「農地価格形成と最近の動向」、『農林統計調査』一九六二年二月号、四一—一頁参照。

(3) 『食糧管理統計年報』昭和三七年版、一五五頁を参照。

(4) 拙稿「農産物価格政策の政策価格Ⅰ」、『農業総合研究』第一七卷第四号一〇頁。

(5) 拙著『農業経済の価格理論』第六章第一節参照。

(未完・一九六三・一二・二七)

(研究員)